

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1 納税証明書の提出について

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて以下の書類が発行されない場合はそれぞれ必要な書類を提出してください。

(1) 消費税及び地方消費税の納税証明書（どちらか1つ）

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」

※ ア、イについては新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（ア、イの書類の発行方法等）については、税務署にお問合せください。

(2) 法人市民税又は市民税の納税証明書

ア 徴収猶予許可書の写し

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（アの書類の発行方法等）については、蓮田市及び白岡市の各市役所へお問合せください。

2 社会保険等の加入確認資料の写しについて

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて、社会保険等の加入確認資料が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

(1) 健康保険、厚生年金保険

年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

(2) 雇用保険

ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度については、年金事務所、ハローワークへお問合せください。

上述の取扱いは、令和4年度建設工事等入札参加資格審査申請での取扱いです。来年度以降の追加・更新受付では、取扱いを変更いたします。来年度以降に公開する申請の手引きで御確認ください。